

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年6月1日（金）13:00～13:24
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授
委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

巽 慎一 厚生労働省子ども家庭局保育課長

<事務局>

木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 待機児童対策について
 - 3 閉会
-

○事務局 それでは、本日の国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開始したいと思います。

まず、一つ目の議題ですけれども、「待機児童対策について」ということでございます。こちらにつきましては、次回の成長戦略の項目として検討したいということでございまして、それについて厚生労働省保育課長にお越し頂いて、検討したいということでございます。

まず、成長戦略に現在載せようとしていることで検討中の案文について、私のほうから読み上げさせていただきます。お手元にございますけれども「国家戦略特区内において、待機児童解消までの措置として、地方公共団体が取り組む『保育支援員』を活用した『地方裁量型認可化移行施設』（仮称）を創設、支援するとともに、厚生労働省における『保育の質』の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する」という案文になってございます。

それでは、以降は八田座長のほうで進行をお願いします。

○八田座長 どうもお越しくださいましてありがとうございました。

それでは、今の案文について、案文の背景も含めて御意見を伺いたいと思います。

○巽課長 前回、国が定める運営基準を満たす保育園等によって実施されることは基本としながらも、待機児童解消までの期間に限定して、大阪府とか大阪市の提案も踏まえて、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のために積極的に取り組むことができるような支援策を検討ということで、厚労省のほうに宿題になっていたところでございます。そういったことから先般検討したものが、このペーパーのものでございまして、今回、地方裁量型認可化施設（仮称）ということで創設いたしまして、これにつきましては、各自治体が独自の創意工夫のもと、先ほどの待機児童の取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区におきまして、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づく地方裁量型認可化移行施設（仮称）を設置しまして、保育支援等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認める方向で検討したいと考えているところでございます。

先般、大阪府・大阪市の提案につきましては、左に書いてありますように、特区におきまして、認可保育所において、保育支援員について、配置基準上必要な保育士の3分の1に置換えて配置ができるようにしてほしいということと、この配置基準で置換えた場合に、公費による支援を当然前提としていると思われましたので、それを何とかできないかということで我々が検討したものが、この右のほうの厚生労働省対応案でございます。

具体的には、特区におきまして、各自治体が独自の設置運営基準、これは配置基準の6割以上。先方は3分の1を置換えるということでございましたので、6割以上ということで保育士を置くことを前提として、待機児童解消までの時限措置として、地方裁量型認可化移行施設（仮称）を設置することを認めたいと考えております。これは保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限りということで、これも先般言っておりましたけれども、保育士不足の問題としまして、いきなり配置基準の見直しではなくて、色々な都道府県の対策協議会が先般法律で位置付けられましたので、そういうことで人材確保策をやっていただいて、それが、ちょっと飛ばしますけれども、⑤のところで人材確保策の実施とか公表をすることを前提にしておりますが、そういうことをしまして、設置を認めるということで考えております。

①としまして、認可保育園からの移行も可能にしたいということでございます。

②としましては、この地方裁量型認可化移行施設に対しまして、国の運営費の基準額に倣いまして、設備・運営に応じた運営費を補助するということになります。元々今年の通常国会におきまして、認可化移行施設というのは法律上位置付けられております。これは保育充実事業の中でやられているわけですけれども、その際、平成30年度予算におきましては、この認可化移行運営費の充実を図っているところでございまして、安定財源の確保をしながら、平成31年度予算要求に向けてさらに拡充できないか等も含めまして、検討したいと考えているところでございます。

ここのみそは、設備・運営基準に満たない場合につきましては、無認可保育施設になつ

てしまうので、運営費の補助が出ないということに本来はなるわけですけれども、この認可化移行施設のツールを使うことによって公費が出るということで、いきなり、要は保育所であったところが移行施設に移ったとしても、公費が充当されるということで、運営も可能だろうと考えているところでございます。

それと、地方の裁量をできるだけ与えるということで、本来、認可化移行計画につきましては5年なわけでございますけれども、これも自治体の判断で延長を可能にしたいと考えているところでございます。

④は、保育事業者と利用者の直接契約ということでございます。これは無認可保育施設を念頭に置いておりますので、直接契約ということになります。

⑤は、先ほど言いましたように、やはり保育の質の問題は当然出てまいりますので、その際の措置として、一つは、地方裁量型認可化移行施設への定期的な指導監査の実施。これは大阪府・大阪市の提言にも書かれておりましたので、そういったこと。それと、やはり施設の運営状況の見える化も義務付けたいということでございます。それと、先ほど言いましたように、都道府県の協議会によって人材確保策をやっているとか、あるいは公表していただくということでございます。

※のところは、前回のワーキングの中でも、保育支援員を活用したときの保育の質に与える影響とか、エビデンスベースのことをやはり集めるべきではないかという議論がございました。厚労省におきましては、5月になりまして、保育の質の確保・向上の検討会を作ったところでございます。これはまさしく保育の質のエビデンスベースの議論をしようというところでございまして、この多面的な検討に資するよう、今回の特区での実施につきまして、自治体の協力を得て把握し、分析・評価するということで考えているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございませんか。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 ありがとうございました。

直接契約であり、ちゃんと補助が出て、かなり画期的なものだと思いますが、待機児童がいる限りということなのですが、待機児童というのは減ったり増えたりして、一旦ゼロになってしまふとまた増えるということがよくあるわけで、これは例えば、ゼロになつたら途端に打ち切りというか、しばらく猶予を見るとか、そのようなことも当然考えておられるわけですね。

○巽課長 政府としては、先生御存じのとおり、2020年度末までに待機児童をゼロにするということで、安心プランでやっておるところでございます。そういうことをを目指しておりますので、それ以降、例えば、先ほども言いましたように、それまでの間に認可化移行施設になったものについては、移行計画5年ということは当然延長も可能でございますし、

5年で移行できない場合はさらに延長も可能ということで念頭に置いております。

○八代委員 ただ、子育てのあれば2020年でしたか。あれば極めて楽観的な前提で、今度も出来ない可能性は非常に高い。つまり、女性の就業率80%でM字型がなくなったら、それ以上、保育需要が出ないというのはあまりにも楽観的です。例えば、今M字型が解消している一つの理由は、独身女性が増えているのです。それでM字型の底が上がっているので、仮に完全になくなつたとしても、既婚女性の就業率はまだはるかに低いわけですから、既婚女性の就業率が独身女性に並みに上がるとすれば、当然待機児童は出てくるわけです。だから、あまりMにこだわって、2020年になれば絶対なくなるのだという前提でやってもらつたら困るのではないかという、それだけのことです。

○巽課長 先生がおっしゃるのは、我々も当然32万人という数字ではなくて、実際は各自治体で潜在的ニーズをちゃんと把握して、今東京都とか、川崎市ではタワーマンションなどができる、そこで保育ニーズがどんどん上がることによって、受け皿整備もしていかないといけないということで、我々が考えているのは、市区町村の積み上げた数字が本来の必要なものだと考えておりまし、それも精緻にやるように、今年から見える化、潜在的ニーズもしっかりと把握するようにということでございますので、我々はそういうことで考えているところでございます。

○本間委員 ありがとうございます。

大体、大阪府・大阪市の提案に沿った形でお考えいただいて、非常に評価いたしたいと思います。

平成31年度予算要求ということなのですけれども、タイムスケジュール的には、予算の前でも施行が可能だと考えていいのですね。

○巽課長 予算の単価につきましては、これは平成30年度予算もモデルケースでも1.2倍ぐらいになっているわけですけれども、平成30年度予算からできるだけ、国家戦略特区用の補助要項を出したいと思います。

単価はやはり予算に関わる話ですので、それはできませんけれども、ただ、平成31年度予算に向けて、我々は拡大できないか、単価を上げることはできないか、そういうことも含めて、できるだけ設備・運営に応じた運営費を出すような形でやってまいりたいと思っております。

○本間委員 もう一点、こういうものを出していただいて、すぐ先走るような言い方であれなのですけれども、別に特区に限ったことではないと思うので、これを特区以外の待機児童が多い自治体に全国展開するというようなことを念頭に置かれているのかどうか。今の段階では答えにくいと思うのですけれども、ゆくゆくはといいますか、それが移行期間の話であっても、一定の条件を付けて全国展開というのが望ましいとは思っているので、そのあたりで何かございましたら。

○巽課長 やはり量的拡充と保育の質というのはかなり我々も言われるわけでございまして、そのあたり、保育の質の話はエビデンスベースの議論をしていくというのは、この間

のワーキングでかなり我々もそれは当然共通認識として思っておりますので、そういうことを担保しながら、エビデンスベースの議論もしながらやっていくということが大事だと思っております。

○八田座長 私も随分前に進んだ御提案だと思い、大変良かったと思うのですが、補助額ですね。ここは国の運営費の基準額に倣いというのは、要するに、認可保育園の国に対する基準額に倣いということですか。

○巽課長 実際は、今運営費を作るに当たっては、当然人件費とかがございまして、保育士の単価、あるいは保育補助者の単価という形になります。この場合、保育支援員の場合は保育補助者の単価ということになりますので、今の認可化移行施設であっても、例えば、保育士が3分の1以上、あるいは6割以上、10割以上と、そのような刻みを入れて保育士単価が決まっております。ですから、やはり認可保育所の単価よりも上げるというのは、逆に、保育補助者なのにもかかわらず、保育士ではないということもございまして、若干そこは当然下がると思いますけれども、できるだけそこはそういった公定価格の単価に合ったような形でのものにしていきたいと思っております。

○八田座長 仮に全部大阪府の基準で入れたとしたら、補助者がいるから人数的には多いのだけれども、全部、数の少ない保育士で埋めた場合にいくら補助をいただくか。それだけを払う。あとは適当にやれと。そういう形に、大体そのレベルと考えてよろしいですか。

○巽課長 ちょっと我々もこの1.5人に1人ということについては、エビデンスが本当にあるのかなとは思っております。ですから、そのあたりも含めて、基本的には配置基準に応じて、保育士と保育補助者の割合で単価というのは決まっておりますので、当然保育士単価のほうが高いですし、保育補助者単価のほうが低い。ただ、今はその価格がまだ全体的に認可保育所の単価よりも低いということがございますので、それをできるだけ認可保育所の今の保育士、あるいは保育補助者単価に応じたものにしていくということで考えてございます。

○八田座長 大阪市の考えをそのまま言えば、補助的なことをする人がいると、元来の保育士の生産性がかなり上がるはずで、普通のところで働いている保育士がお掃除も何もかもするのと比べて、かなり質の高い仕事ができるというのだから、全部合わせると、本當ならば増えてもいいぐらいの質の向上が図れるということです。したがって、せめて同じにする方向にできるだけしていただければと思います。

○巽課長 保育士と保育補助者のそのあたりの業務負担軽減というか、できるだけ保育士は保育に特化するということは先般から言われているところでございますので、そういうことも含めて、エビデンスベースの議論をしていくことは大事だと思っています。保育は教育も含む内容でございますので、評価についてはかなり難しいところがございますけれども、エビデンスベースの議論をしていくということは大事だと思っております。

○八田座長 それから、文言についてもこれで大体よろしいわけですか。

○巽課長 我々としては結構です。

○八田座長 それでは、委員の方から御意見はありますか。

では、事務局のほうから。

○事務局 では、文言についてはこちらの案で進めさせていただきますので、本日はありがとうございました。

○八田座長 本当に忙しいところをありがとうございました。前向きにやっていただきて、ありがとうございます。

○異課長 ありがとうございました。